

※本件は、平成25年3月15日付け（事務連絡）で、文化庁文化財部記念物課・岩手県教育委員会事務局生涯学習文課から大船渡市教育委員会教育長宛に発出した回答です。なお、本件については、岩手県、宮城県、福島県、仙台市教育長宛に周知しています。

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財 発掘調査に関する取扱いについて（回答）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いや発掘調査の迅速化等に関し、2月28日に貴市から要望のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

【回答】

要望1. について

今回の震災における埋蔵文化財発掘調査の弾力的な取扱いについては、平成23年4月28日付け23府財第61号文化庁次長通知及び平成24年4月17日付け24府財第62号文化庁次長通知により周知しています。

御要望の盛土などにより比較的良好な状態で保存できる場合は記録保存を目的とする発掘調査（本発掘調査）を不要とすることは弾力的な取扱いに含まれるものです。

なお、盛土を行う場合には、大規模な盛土では重量による地下遺構・遺物への損壊のほか、柱状改良等地盤対策を伴うことによる地下遺構・遺物への損壊もあり得ますので、発掘調査の要否にあたって御考慮願います。

要望2. (1) 及び (2) について

御要望の新しい測量機器や重機の使用は発掘調査の迅速化につながるものであり、積極的に支援してまいりたいと考えています。具体的には、そのような機器を有する会社から賃借して貴市で使用いただく方法のほか、測量そのものを新しい測量機器を有する測量会社に委託することが考えられます。これらの費用については、現在活用いただいている東日本大震災復興交付金で負担することが可能です。

また、このような新しい測量機器の調達や、測量会社への委託に関する具体的な実施を支援する観点から、これらの知見を有する他の地方公共団体職

員を一定期間派遣することを検討しているところであり、発掘調査の迅速化に向けて引き続き支援してまいります。

要望3. (1)について

上記1.で言及していますとおり、今回の震災における埋蔵文化財発掘調査については弾力的な取扱いを依頼しているところであり、御要望の発掘調査報告書の刊行の期限についても柔軟に対応することが適切と考えています。

なお、阪神・淡路大震災時も同様の対応が行われましたが、発掘担当者の記憶の衰退等による非効率化により報告書の刊行が発掘調査終了後から10年を超えた例もありました。発掘調査の整理作業から報告書刊行までの期間が長期に及ぶことにより、同様の課題が生じることが想定されますので、発掘担当者の負担を軽減できるよう整理作業における外部委託等を行い、冬期期間の効率的な活用にも御留意いただくことが適切と考えています。

要望3. (2)について

今回の埋蔵文化財発掘担当者の派遣においては、いずれの地方公共団体も御要望の報告書の作成支援を前提として協力いただいているが、今回の要望を受けて、改めて、関係地方公共団体に依頼しています（平成25年3月15日付け24号財第737号文化庁次長通知）。

要望4.について

御要望に応えられるよう、今後とも対応してまいります。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

文化財専門員 菅 常久 (内線6180)

電話：(代表) 019-651-3111

(直通) 019-629-6170

平成25年2月28日大船渡市教育委員会要望事項

【要望事項】

1. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な取扱いを要望いたします。

『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成12年3月31日教文第1341号』では、発掘調査基準についての基本的な考え方が示されています。例えば『恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は発掘調査を行う。』として建築物外が挙げられています。

ついては、盛土等により比較的良好な状態で保存できる場合には、盛土等の取扱いとするなど、調査期間の短縮化ができるように要望いたします。

2. 発掘調査を迅速に実施するための支援について

(1) 発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援を要望いたします。

当市においては、発掘調査は重機のほか、ほぼ人力で実施していることから、長期間の調査となっております。ついては、発掘調査が迅速に実施できる測量器具（光波）等の支援をお願いいたします。

(2) 発掘調査を迅速に実施するための指導・助言を要望いたします。

当市においては、震災以前は開発事業に係る埋蔵文化財調査を実施した事例が少なく埋蔵文化財保護と復旧・復興事業との整合を図る上で、対応に苦慮していることから、御指導・御助言を要望いたします。

3. 発掘調査報告書について

(1) 刊行期限の延長を要望いたします。

報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後、おおむね3年以内に行なっています。住民の高台移転などに係る発掘調査を最優先に行ななければならないこと、また調査員が不足している中で、一年を通じて室内整理作業に従事する調査員の確保は困難であることから、発掘調査ができない冬期期間の作業となり、すべての発掘調査事業の報告書を3年以内に刊行することは困難な状況にありますので、刊行期限の延長を要望いたします。

(2) 発掘調査報告書の作成に係る支援を要望いたします。

発掘調査終了後、担当派遣職員は派遣元に戻り、担当者ではない職員が報告書を作成することになります。担当者でなければ作成できない箇所があることから、派遣元に帰ってからも、報告書作成への支援を要望いたします。

4. 今後も職員派遣の継続を要望いたします。

当市の埋蔵文化財調査体制は十分に体制ができていないことから、今年度は当市嘱託職員、他市派遣職員とそれを統率する岩手県内他市職員により、調査を実施いたしました。

平成25年度は、文化庁ルートによる他市職員派遣で、函館市から1名、神戸市から2名、盛岡市から1名が当市に派遣されることになっております。

平成25年度採用予定の新規職員を育成するため、また県外他市派遣職員は東北地方の埋蔵文化財に慣れていないことから、県外他市派遣職員を統率していただくため、今後も県内他市派遣職員に支援いただきたいと考えております。

今後、時間が経過することにより震災が忘れられ、他市からの派遣職員が減少することが懸念されることから、今後とも文化庁ルートにより、被災地への他市からの職員派遣を継続いただきますよう要望いたします。